

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者及び保育士・幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）双方の負担軽減を図るため、保護者や保育士等の負担軽減に資する物品の購入等に要する経費及び本補助金の申請によって生じる認可保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園の事務負担増に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者は、市内に所在する次の各号に掲げる施設の設置者又は当該施設の長とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この条において「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園
- (3) 認定こども園法第3条第1項又は第3項の規定による認定を受けた幼稚園型認定こども園
- (4) 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に定める特定教育・保育施設に該当する幼稚園

2 補助金の対象となる施設は、次に掲げる事項を実施し又は実施の予定（補助金の交付を受けようとする年度の末日までに実施する予定であるものに限る。）がある施設とする。

- (1) 紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入
- (2) 紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯
- (3) 乳幼児全員分の着替え又はスモックの用意及び洗濯

- (4) 布団（お昼寝用コット）カバー又はタオルケット等の用意及び洗濯
- (5) 連絡帳のスマホアプリ等への移行（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等を用意すること。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる物品の購入等に要する経費（保護者や保育士等の負担軽減に資するものに限る。）とする。

- (1) 「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカーの購入費
- (2) お昼寝用コット・お昼寝用布団の購入費
- (3) 折りたたみヘルメットの購入費
- (4) 大型炊飯器の購入費
- (5) 自転車置場の雨よけ屋根の設置費

2 前項各号に掲げるもののほか、この補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る経費を補助対象経費とするものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1項の補助対象経費 990,000円と補助対象経費のいずれか少ない額
- (2) 前条第2項の補助対象経費 80,000円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 補助対象の物品等の見積書の写し

- (2) 補助事業の内容を詳細に確認できる資料
 - (3) 綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業計画書（第2号様式）
 - (4) 綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業補助金申請額内訳書（第3号様式）
 - (5) 役員等氏名一覧表（第4号様式）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象の物品等の購入等に当たり、保護者や保育士等の負担を求めないこと。
- (2) 補助に係る財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (3) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を市長に返還すること。

（決定の通知）

第7条 規則第7条に規定する通知は、綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金（変更）交付決定通知書（第6号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第9条 規則第6条第1号又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、綾瀬市手

ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、当該補助事業の完了の日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度終了後の4月5日のいずれか早い日に市長へ提出しなければならない。

- (1) 補助対象の物品等の納品書又は領収書の写し
- (2) 補助事業の結果を詳細に確認できる資料
- (3) 綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業実績書（第9号様式）
- (4) 綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金精算額内訳書（第10号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。
（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行し、同年6月21日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金の交付を受けたいので、次の
とおり関係書類を添えて申請します。

1 施設の名称

2 交付申請額 円

（内訳）保護者や保育士等の負担軽減の取組分 円

申請等により生じる事務負担の増分 80,000円

3 添付書類

(1) 見積書の写し

(2) 事業の内容を詳細に確認できる資料

(3) 綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業計画書（第2号様式）

(4) 綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金申請額内訳書（第3号様式）

第 2 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業計画書

施設の名称	
事業の内容	
総事業費	円 (うち、補助対象経費 円)
事業の完了 (予定) 日	年 月 日

※交付申請書における交付申請額は、上記の総事業費に 80,000 円（申請等により生じる事務負担分）を加算した額としてください。

第3号様式（第5条関係）

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金申請額内訳書

（円）

施設の名称 ①	総事業費 ②	補助金その 他の収入予 定額 ③	差引額 ④（②-③）	補助対象 経費 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	交付申請額 ⑧

（記載上の注意）

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額（1, 000円未満の端数を切り捨て）を記載すること。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 消費税仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第6号様式（第7条関係）

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額

円

2 補助条件

- (1) 事業の内容又は事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象の物品等の購入等に当たり、保護者や保育士等の負担を求めないこと。
- (5) 補助に係る財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (6) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を市長に返還すること。

第7号様式（第9条関係）

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第8号様式（第10条関係）

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ
支援事業費補助金に係る事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金既交付決定額
円	円

添付書類

- (1) 納品書又は領収書の写し
- (2) 事業の結果を詳細に確認できる資料
- (3) 綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業実績書（第9号様式）
- (4) 綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金精算額内訳書（第10号様式）

第9号様式（第10条関係）

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業実績書

施設の名称	
設備の整備等の 内容	
総事業費	円 (うち、補助対象経費 円)
整備等の完了日	年 月 日

※実績報告書における補助金所要額は、上記の総事業費に80,000円（申請等により生じる事務負担分）を加算した額としてください。

第10号様式（第10条関係）

綾瀬市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金精算額内訳書

(円)

施設の名称 ①	総事業費 ②	補助金そ 他の収 入予定額 ③	差引額 ④ (②-③)	補助対象 経費 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	補助金 所要額 ⑧	既交付決定 額 ⑨

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額（1, 000円未満の端数を切り捨て）を記載すること。